

7月6日（月）国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：外国人家事支援活動の活用について

関係府省庁：内閣府、法務省、経済産業省、厚生労働省

1. WGヒアリングの概要

○改正国家戦略特区法における外国人家事支援人材の活用（入管法の特例）に関する政令案・指針案について、関係府省の検討・調整状況を説明。

2. 省庁の主張 ※関係府省が多岐にわたるため、内閣府から概要説明。

○政令では、第A条で「家事支援活動の範囲」、第B条で「外国人家事支援人材に関する要件」、第C条で「外国人の受入れを適正かつ確実にを行うための企業の基準」を規定。

○内閣総理大臣が作成する指針において、「特定機関が講ずべき措置」を規定。
※政令案・指針案の文言に沿って一通り説明後、委員から質疑。

3. 委員の主張

I. 政令案について

①家事支援活動の範囲について

・合意の上であれば、家庭が上乗せ料金を支払い、追加的な業務をさせてもよいのではないか。

②基礎的な日本語能力について

- ・利用者の視点で検討すべき。日本語が全く話せなくても問題のない利用者もいるはずであり、一律に定める必要はないのではないか。
- ・大卒はN5、それ以外はN4を求めるという考え方もある。
- ・N4では厳しいという事業者からの意見もある。

③サービス提供の実績について

- ・できるだけ多くの事業者の参入を認める方向で、認めるべき。
- ・他業種でも類似の実績があれば認めるべきで、参入障壁にならないようにすべき。
- ・判断基準を事前に明確にすべき。

④第C条第八号要件について

- ・本規定の趣旨如何。
- ・「相当数」とはどの程度か。
- ・「過去三年以内」に離職していないこととするのは厳しすぎないか。
- ・「厚生労働省令で定める理由」とはどのような内容か。

II. 指針案について

① 特定機関と利用世帯の契約形態について

・請負契約に限定されているが、偽装請負が生じるおそれがある。派遣契約を認めるべき。

② 帰国担保措置について

・保険制度で対応することが考えられるのではないか。

4 関係府省庁対応事項及び期限

○上記Ⅰ. ②及び④並びにⅡ. ①について、関係府省間で整理の上、再度説明。

内閣府担当 宇野参事官 (TEL: 03-5510-2459)